

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、在日海外留学生の教育の振興を図るため奨学金を給付する。

(育英生の資格)

第2条 この規則により奨学金の給付を受ける者を育英生という。

2. 本会の育英生となる者は、愛知県内の大学または大学院に在学し、学業・人物とも優秀でかつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

(給付期間および額)

第3条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 前項の期間中に給付する奨学金の額は、理事会において定める。

第2章 育英生の採用および奨学金の給付

(奨学金給付願および育英生推薦書の提出)

第4条 育英生希望者は、奨学金給付願に在学学長の推薦書および在学証明書を添付し、本会に提出するものとする。

(育英生の採用)

第5条 育英生の採用は、前条の大学または大学院の指導担当者の詳細な意見書を求め、本会選考委員会において書類選考及び面接の上決定する。

(奨学金の支給)

第6条 奨学金は、毎月一定日に支給する。ただし、本会の都合により2ヶ月分以上を一括支給することがある。

2. 奨学金は、直接本人に本会事務所において支給する。

ただし、事情により本人に送金することもある。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の給付を受けた育英生は、その都度奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(学業成績および生活状況の報告)

第8条 育英生は、毎年度末学業成績および生活状況報告書を本会に提出しなければならない。

(異動の届出)

第9条 育英生は、次の各号のいずれかに該当するときに至った場合には、直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。

(奨学金の休止)

第10条 育英生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の給付を休止する。

- (1) 休学または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業、性行等の状況により指導の必要があると認めたとき。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規則により、奨学金の給付を休止された者がその事由が止んで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金給付の取消)

第12条 育英生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の給付を取消す。

- (1) 第2条に規定する育英生としての資格を失ったとき。
- (2) 在学中に処分を受け学籍を失ったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められるとき。
- (4) 疾病等のため成業の見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 学業成績または操行が不良になったと認められるとき。
- (6) 前各号の他、育英生として適当でない事実があったと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第13条 育英生は、いつでも在学学長を経て本会に奨学金の辞退を申出ることができる。

第3章 育英生の指導

(育英生の指導)

第14条 本会は、育英生の学業成績および生活環境の向上を図る為必要に応じ指導を行うことがある。

第4章 補 則

(規則の変更)

第15条 この規則は、理事会の同意を得なければ変更することができない。

(委任規定)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。